

一級建築士試験設計製図試験内容の見直しの具体的対応について

平成 21 年 6 月 19 日
中央建築士審査会とりまとめ

- 建築設計全般に関する基本的な知識・能力等を確認するために、
 - ・ 「設計条件」における「所要室」に関し、室構成や床面積を細かく指定し、これに従った設計図書の作成を要求する従来の方式を改め、室構成や床面積を大括りの設定とするなど、設計の自由度を高める出題とする。
 - ・ 「設計条件」において、構造設計、設備設計に関する設計条件を設定し、これに対応して、以下の図面等を要求するものとする。
 - * 平面図に耐力壁、設備機器・設備シャフトの位置等を（追加的に）図示
 - * 梁伏図、矩計図等を（新たに）作成
 - * 計画の要点等の記載項目、記載内容の充実
建築計画（ゾーニング、動線、景観への配慮等）、構造計画（構造種別、架構形式、耐震計画等）や設備計画（空調設備、給排水衛生設備、防災設備、電気設備、環境負荷低減等）に関し配慮した事項、周辺環境に対し配慮した事項などについて、記述（又は簡易な図示）させる。

- 専門分化している建築設計を調整し、取りまとめていく基本的な知識・能力等を確認するために、
 - ・ 合格基準の設定に関し、配点構成を「空間構成（*1）」と「意匠・計画（*2）、構造、設備」に大別し、「空間構成」に関し、足切り点を設定するものとする。
（*1）：建築物の配置計画、ゾーニング・動線計画、所要室の計画、建築物の立体構成等
（*2）：図面表現、所要室の機能性・快適性等

- 現在の試験内容と比較して、受験生に過度な負担を強いることのないように、
 - ・ 「設計課題（設計対象の建築物）」に関し、異なる機能を複合させた建築物を出題する従来の方式を改め、比較的シンプルな用途の建築物（主たる機能の部門とこれに関連する部門からなる建築物）とするなど、ゾーニングや部門間の動線に関する設計条件を簡素化した出題とする。
 - ・ 要求図面は、配置図、平面図、断面図、立面図、伏図、矩計図等の図面のうちから4面程度とし、その他に計画の要点等（1問あたりの記述のボリュームは従来と同程度とし、10問程度）と面積表を要求する程度とする。